

「教育基本法『改正』法案」衆議院強行採決に抗議する緊急声明

今国会において政府により提出され、審議されている教育基本法改正法案（以下、改正法案という）にわたしたちは反対し、衆議院における強行採決に抗議します。

国とはそれを構成しているわたしたち一人ひとりであり、教育の主体もそこにあります。しかし、改正法案ではその教育の主体が国家にあるとされ、個人よりも国家が重要視されている点に危険性があります。

天皇の発布した「教育勅語」を基礎とした戦前戦中の教育は、国家が教育を支配することによって成立していました。それが侵略戦争遂行の力となりました。教育基本法は、その戦争に対する反省を踏まえ、新しく制定された日本国憲法に則り、憲法の規定する崇高な理想を実現するために制定されました。すなわち教育は個々人のものであり、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」（現法 10 条）ことが明記されたのでした。このことによって、敗戦後どのように生きていけばよいのか分からなくなっていた人々は、教育における解放と自由を獲得したのでした。教育は個々人のためのものであって、国家に資する人材確保の手段ではなくなったのです。

しかし今回の改正法案は、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権をその柱としている日本国憲法の精神に真っ向から反対するものであり、国家による教育の支配を再び可能にするものです。改正法案第 2 条には、「教育の目標」と称し、国家が教育の内容を規定しています。これは戦後の民主的な教育に対して、個の生き方を国家のための生き方に変容させるものです。

改正法案前文には「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とあります。「伝統」や「新しい文化」が、国家によって意味づけられ、それが一旦戦争のために用いられるとき悲劇は繰り返されます。国家が規定する「伝統」や「文化」が、個人の持つ普遍的価値を否定した歴史をわたしたちは忘れることはできません。国家が言う「新しい文化」が、国のために死ぬことを美德とする文化であるなら、これは決して「新しい」ものではなくむしろ古い天皇主権下の戦前思想そのものです。

真にわたしたちが創造していかなければならない「新しい文化」は、多様な文化の交わりの中で周辺諸国と対話ができる関係です。それはわたしたちがアジア諸国で犯した侵略戦争による罪責と向き合うことから始まる関係です。60 年前教育基本法によって示されたことは、このような「新しい」生き方そのものであったのです。

ゆえにわたしたちは、教育基本法を「改正」する必要はなく、いまこそ逆に現在の教育

基本法に基づいた教育を徹底させなければならないと考えます。憲法に基礎を置く教育基本法の「改正」が、憲法そのものの「改正」へと直結することを危惧します。すなわち憲法「改正」により平和主義が破棄され戦争遂行国家が成立し、一方で教育基本法「改正」により戦争をする人間を育てる体制が整えられることが問題なのです。平和を求める私たちは、これらのことを看過することはできません。

教育という基本的な、そしてすべての人々が享受できるものを再び「国家」の下に絡め取ろうとするこの改正法案が、十分な審議もなされないまま衆議院において強行採決されたことに対しわたしたちは強く抗議します。

キリストはこの自由へと私たちを解き放って下さったのだ。それゆえに、あなたがたは堅く立って、再び奴隷状態の轡にはまってはならない。 ガラテヤ人
への手紙 5章 1節

2006年11月17日

第52回日本バプテスト連盟定期総会